

オンライン院内集会：パンデミックの今、あらためて考える人種差別の根絶

－国際人種差別撤廃デーを記念して－

3月17日 18時30分～

【報告】先住民族（市民外交センター）

2019年には、アイヌ民族を初めて「先住民族」と明記する「アイヌ施策推進法」が制定され、同じ文化法であった「アイヌ文化推進法」が廃止されました。この法律には、2つの新しい施策が盛り込まれています。ひとつは、国立アイヌ民族博物館・国立民族共生公園・遺骨の慰霊施設を持つ「民族共生象徴空間（ウポポイ）」です。当初の開業予定はコロナ禍で実現しませんでした。2020年7月に、北海道の白老町に、アイヌ文化の教育施設として無事開業しました。もうひとつは、「アイヌ施策推進地域計画」で、自治体がアイヌ民族と協力して、事業を計画し、認定されれば、政府から交付金が下りるというものです。とくに、国有林を使った森林資源の利用、内水面での鮭の採捕、アイヌ工芸品の商標登録では優遇が行われます。いろいろな施策が動き出し、プラスの効果があることを否定しませんが、根本的な問題は何も解決していません。法律は、アイヌ民族を「先住民族」と認めたものの、いかなる権利も保障されませんでした。アイヌ民族の有志は、むしろ裁判を通じて、各研究機関から遺骨を取り戻し、故郷の土地に再埋葬しています。また、文化行事のための内水面での鮭の採捕も、簡素化されたとは言え、北海道知事の認可がなければ可能とならず、2020年9月には紋別で、畠山敏エカシが、自己決定権として鮭を採捕し、道から警察に告発されました。さらに、国有林をつかった「アイヌ共用林」制度も国との契約を前提にしており、鮭の採捕と同じ問題があります。加えて、2020年8月ラポロアイヌネイション（旧浦幌アイヌ協会）は、文化権としての漁業ではなく、資源権としての漁業の権利を求めて、北海道を提訴しています。

遺骨の問題は、同じ先住民族である琉球民族にも共通しています。戦前の京都帝国大学時代に、琉球諸島から盗まれた遺骨を依然として保管する京都大学を相手に、2018年12月に原告団が提訴しました。こうした原告を中心に、琉球民族の団体「ニライカナイぬ会」が2019年11月に結成され、京都地裁での訴訟を引き継いでいます。また、辺野古地域での新しい米軍基地の建設への反対にも、さまざまな運動体が参加しており、2019年2月に若者たちが中心となって実現した、普天間飛行場の移設をめぐる沖縄県民投票の結果を無視した日本政府に対する抗議でも、先住民族の権利主張を掲げることも珍しくありません。さらに、2021年1月に辺野古基地の埋め立てに、南部戦跡から遺骨を含む、土砂の利用計画が浮かび上がると、土地との精神的なつながりを重視する先住民族の土地権や遺骨の権利にも注目が集まっています。

他方、琉球諸語（しまくとぅば）の復興に、その理念として、先住民族の権利を置き、その教育が学校などで可能とする動きも、2021年2月に始まりました。残念ながら、日本政府は、琉球民族を先住民族と認めていませんが、この権利を主張する人々は確実に広がっており、琉球に対する構造的差別と国連人権機関を使いながら闘っています。

いずれも、政府の深刻な歴史的責任が問われています。